

水質汚濁防止法の施行状況に関するフォローアップ調査結果の概要

1. 「水質汚濁防止の徹底について」(平成17年3月18日、水環境部長通知)を踏まえた各自治体の対応状況(立入検査の実施方法等の見直し等)

本通知には、立入検査の実施に際しての留意事項として「測定結果が複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること」、「排出水の汚染状態の測定結果について原簿等を確認すること」などが挙げられている。

平成16年度末の緊急的な対応については約5割の自治体を実施し、特に鉄鋼関連企業等の立入検査は直ちに実施された。

平成17年度上半期では対応した自治体数も増加し、下半期では8割を超える自治体が対応した。残り2割の中には、「従来より監視済み」と回答した自治体が含まれており、これらを考慮すると各自治体が概ね通知を踏まえた対応を実施したところ。

(参考) 通知を踏まえた自治体の対応状況(実施割合)

・H16年度末(48%)、H17上半期(76%)、H17下半期(83%)

立入検査の具体的な見直し項目としては、立入検査の際のチェックポイントの見直しが約5割と最も多かった。また、通知文の留意事項を踏まえた立入検査の実施に加え、自治体独自でチェックポイントを設定し、立入検査の重点化・効率化を図った。

(H17下半期の状況)

各自治体における立入検査の見直し項目(実施割合)					
チェックポイントの見直し	採水・分析項目見直し	実施時期の前倒し	立入回数 の増加	立入人数 の増加	その他
49%	11%	5%	19%	3%	13%

通知後における自治体独自の対応例

自主測定に関する確認

- ・分析方法等の確認、測定精度の確認、データの管理状況の確認、自治体への報告値と原本(計量証明書)との対比等。

社内の体制に関する確認

- ・社内チェック体制、緊急時等の社内体制、公害防止管理者の業務内容等の確認。

特定施設、排水処理、排出水等の確認

- ・工程で使用する物質・材料に含まれる成分、有害物質の管理、スラグ堆積場の降雨時の排水経路、バイパス経路の有無、排水経路と届出内容との照合、特定施設や処理施設の日誌、雨水・冷却水の排水濃度等の確認。海域からの排水口の確認。現場での簡易測定の頻度を増やし、必要に応じて即座に事業者を指導。届出上使用しないとされる項目についても、立入時の聞き取りや業種から判断して適宜測定。

その他

- ・届出値、立入時の採水分析結果、自主測定結果のそれぞれ相互の値の対比。

2. 事業者に対する法令遵守の要請状況

通知の趣旨を踏まえ、7割を超える都道府県が企業に対し法令遵守等の要請を実施。その要請先の内訳としては、立入検査時等に個々の事業場に要請した都道府県が約7割で、それに加え、さらに団体にも要請した都道府県が約3割であった。また、個々の事業者に通知を行い、周知徹底を図った自治体もあった。